

経済企業委員会

平成21年12月15日（火）

午前10時32分～午前11時03分

議会第3会議室

【出席委員】千綿正明委員長、中本正一副委員長、重松 徹委員、久米勝博委員、川崎直幸委員、山本義昭委員、西村嘉宣委員、平原嘉徳委員、福井章司委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】中山重俊議員

【執行部出席者】

・経済部 大島経済部長  
ほか関係職員

【案件】

・付託議案の審査、採決・まとめ

○千綿委員長

視察大変お疲れさまでございました。ただいまから経済企業委員会を開きます。

まず、第215号議案 佐賀市地場産品交流会条例に関して経済部から、再度の説明をしたいということでございますので、いかがでしょうか、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、執行部のほうに説明を求めたいと思います。

◎第215号議案 佐賀市地場産品交流会館条例 再説明

○千綿委員長

はい、ありがとうございます。それでは、質問もあわせてお受けしたいと思いますので、もし何か御質疑がある方は挙手にてお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○福井章司委員

今のような部分について、特に開館時間かれこれについては9時から17時ということで、その後については現状では書いていませんよね。これは書かなくてもいいと。つまり、その現状ではそれ以降はお金取らないということですから書かなくていいという、こういう理解でいいんですか。それとも、そういう部分は書いておいたほうがいいのかどうか。今のところその辺はどういう判断をされているのか。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

後片づけ等ありますので、5時までに出ていただかないといけないということではなくて、若干その整理、片づけ等に係る部分は、そういうこともあってもいいだろうということでの解釈でございますので、記載はしないで、条例の範疇での解釈ということでもいいだ

ろうということでございます。

○平原委員

済みません。今回再説明によって、管理運営が指定管理者制度という方向からですね、市の直営ということで今明言されましたけれども、今、市が当面の間ということでお聞きしたかと思います。で、この当面という点についてですね、どれぐらいの期間を考えていらっしゃるのか。そして、指定管理制度のほうに移行するとすればどういう手順を持ってですね、指定管理制度のほうに移行するとしたのか。その辺の協議があったのかですね。それをまずお伺いしたいと思います。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

基本的には、やっぱり1年単位で見直しということになると思います。ことし1年間—22年度ですね、1年間まずは直営でやってみて、予算が伴ったりとか人の配置をどうするかという問題が出てきますので、単位はやっぱり1年ごとになると思います。指定管理者に移行してですね、今回6日間に広げるということで複数の管理の方法を考えるとやっぱり直営しかないなということでの直営を取り入れるということになりましたので、都度都度ですね、指定管理者への移行が可能であるなというふうな状況が生まれればですね、その都度、事前に研究会とか委員会のほうにお諮りして、御相談をしながら、指定管理者への移行というのも視野には入れておきたいというふうには思っております。当面、とにかく1年間は直営でやりたいと思っております。

○重松委員

市が直営ということになりますと、ランニングコストですね。指定管理者の場合と市の直営の場合、どれぐらい格差があるのか。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

想定しておりました3日間プラス3日間、プラスアルファが多分出てくると思いますので、人件費1人分ぐらいは予定しないといけないと、臨時の方の1人分でございますので、金額からすると200万円弱ぐらいのお金が必要になるかなというふうには思っております。

○山本委員

今回の場合については指定管理者じゃなくて市が運営していくということでございますけども、これはあくまでも設置条例でございまして、設置条例と今回は指定管理者というのが、いろいろこう交差する中に、非常に疑問を感じたところでございました。それで、設置条例と指定管理者、これイコールとするならばですね、設置条例ですから、これは市民の方にPRもせにゃいかん。そういう期間的な問題もありますもんですから、できれば6カ月前に設置条例をつくって、そして3カ月前には指定管理者はこのようにやっていくという方向づけをきちんと次の議会からやってもらうようお願いしておきたいと思っております。

○千綿委員長

一応要望という形でいいんですか。お答えは。

○山本委員

お答えをお願いしたいと思います。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

設置条例を最初につくって、その中に今、大体条例というのは全部、設置条例の場合には――施設の場合には指定管理者制度が取り入れられるような内容にはしておりますので、そういった意味で、今後の指定管理者を導入するとか何とかいうのは別途議会にお諮りするということも今回条例はどちらでも対応できるようにということではしておりますが、その中で御説明としては指定管理者制度をとりたいという、そういう御説明をした部分を直営に変えたところがございますので、今、議員おっしゃったようにですね、事前にきちっと設置条例を設けて、その後きちっと指定管理者に行くのであれば指定管理者に行くというお話もした後で、また指定議案を上げていくといった、そういった手順でやっていきたいと思っております。今、山本議員がおっしゃったように計らっていききたいと思います。

○千綿委員長

いいですか。はい。それでは執行部は退席されて結構です。

◎執行部退室

○千綿委員長

それでは、済みません、採決に入ります前に……。

(「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり)

○平原委員

今の215号議案について、再説明がございました。私ども政風会としましては、一たん会派に持ち帰って協議させていただきたい時間が欲しいと思っておりますので、休憩を。

○千綿委員長

どのくらい。今45分くらいですが。

○平原委員

10分。

○千綿委員長

では、55分再開でよろしいですか。

○平原委員

それなら15分。11時で。

○千綿委員長

11時。はい、11時ジャストに再開したいと思います。

◎午前10時43分～午前11時01分 休憩

○千綿委員長

それでは、経済企業委員会を再開したいと思います。

採決・まとめに入る前に、反対意見がある方は恐れ入りますが、挙手をお願いしたいと思いますが。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、一括して簡易採決で採決をしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、異議なしということでございますので、簡易採決により採決をいたします。

第208号、第214号及び第215号議案について採決をいたします。

お諮りいたします。当委員会に付託された第208号、第214号及び第215号議案について、原案を可決すべきものとするに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第208号、第214号及び第215号議案については、原案を可決すべきものと決定をいたしました。

以上で採決を終了します。

委員長報告についてお諮りをしたいと思いますが、今回いろいろ議案質疑等もあっておりますので、第215号議案については委員長報告をするべきだと考えております。内容については正副委員長に一任をいただくということによろしいでしょうか。

○川崎委員

委員長報告のこの215号議案、委員長報告を、その報告する内容はどこまでされるんですか。例えば、執行部が今見直し、管理運営に関して見直ししたでしょう。その意見を報告するわけですかね。

○千綿委員長

委員長の報告というのは、委員会の中で議論が出たことしかできませんので、当然ながら再度、再説明来られましたので、それは常任委員会の中でということになりますので、それも含めて、結果的に委員会の議論があって、再度説明があつてこうなりましたということ報告するわけです。よろしいでしょうか。

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りいたします。

本委員会の会議録につきましては、字句、数字その他の整理については委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないようでございますので、委員長に委任することに決定いたしました。

○平原委員

これ委員長報告等については関係ありませんけれども、この215号議案、かなりこの委員会の中でいろんな議論がありまして、16条、この条文の16条にですね、この条例の施行

に関し必要な事項は、規則で定めるということで、規則については、今後定められるもの  
と  
思いますけれども、きょう部長答弁でもありましたように今後研究会等で議論を深めな  
がら進めていくというスタンスでありますので、ぜひこの規則についてもですね、研究会  
の中でお示しをいただきたいというふうに思いますので、委員長のほうからお願いしてく  
ださい。

○千綿委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、経済企業委員会はこれで終了したいと思います。大変お疲れ  
さまでした。